

**法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>**  
**環境関連法規制等の動き 2022年3月(2022.2.22～2022.3.14)**

## **法令情報**

### **1. 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令**

<環境省令第4号>(2022.3.3公布、同日施行他)

2020.6.5公布の改正大防法、2020.10.7及び2021.9.29公布の改正大防法施行令等に基づく改正です。建築物等の解体工事時に行う石綿含有建材の有無に係る事前調査の報告義務化に伴う様式の規定(同日施行)並びにばい煙発生施設のボイラーについて、規制規模要件から伝熱面積が撤廃されることに伴う届出様式の変更(2022.10.1施行)等されました。

**当該事前調査を実施する事業者(元請業者等)並びに当該ボイラーを設置する事業者に適用されます。**

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110677.html>

### **2-1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 <政令第51号>(2022.2.24公布、2023.4.1施行他)**

#### **-2. 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令**

<厚生労働省令第25号>(同上)

労働安全衛生法第57条第1項に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物(ラベル表示物質)並びに法第57条の2第1項に規定する通知対象物(SDS通知物質)の対象物質が234物質追加(2024.4.1施行)されました。その他、同法第31条の2に基づき、化学物質の製造等を行う設備の改造等の仕事を発注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、必要な措置を講ずる必要がありますが、その対象設備として危険有害性を有する全ての化学物質(SDS通知物質)の製造等を行う設備が追加等されました。

**当該物質を取り扱う事業者並びに当該設備の改造等を発注する事業者に適用されます。**

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210319&Mode=1>

### **3. 事務所衛生基準規則の一部を改正する省令<厚生労働省令第29号>(2022.3.1公布、2022.4.1施行)**

事務所等の居室における温度の基準を国際基準に合わせる改正です。題記省令第5条第3項に基づき、現状、空気調和設備がある事務所では、事業者は事務所の気温を17度以上28度以下(かつ相対湿度40%以上70%以下)になるように努める必要があります。今回、気温の下限値が”18度以上”に改められました。

**当該設備を設けている事務所を所有する事業者に適用されます。**

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210345&Mode=1>

**法令検索** <https://elaws.e-gov.go.jp/>

## **一般情報**

### **1. 2020年度 騒音規制法等 施行状況調査の結果について (2022.2.25環境省)**

騒音に係る苦情は全体で2.1万件(前年度比+5078)あり、前年度に比べ+30%増加しました。内訳をみると、建設作業が最も多く7.8千件(同+1779)で37.7%、次いで工場・事業場が5.5千件(同+1132)で26.7%でした。同法に基づく指定地域内の特定工場への苦情は593件(同+40)、立入検査は348件(同▲17)行われ、改善勧告は2件(同+1)、改善命令は1件(同+1)出されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110584.html>

## 2. 2020年度 悪臭防止法等 施行状況調査の結果について (2022. 2. 25 環境省)

悪臭に係る苦情は1.5万件(前年度比+3418)あり、前年度に比べ+30%で3年連続増加しました。内訳をみると、野外焼却が最も多く5.5千件(同+1845)で35.9%、次いでサービス業・その他が2千件(同+183)で13.1%でした。また、同法に基づく規制地域内の工場・事業場への苦情は5.2千件(同+758)、立入検査は1.7千件(同+205)と増加し、改善勧告は5件(同+2)出されました。改善命令は0件(同±0)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110580.html>

## 3. 2020年度 振動規制法等 施行状況調査の結果について (2022. 2. 25環境省)

振動に係る苦情は全体で4千件(前年度比+882)あり、前年度から30%近く増加しました。内訳を見ると、建設作業が2.8千件(同+601)で全体の70%を占め、次いで工場・事業場の622件(同+141)でした。同法に基づく指定地域内の特定工場等への苦情は108件(同+21)、立入検査は74件(同+7)行われ、行政指導が82件(同+19)、改善勧告・改善命令は共に0件(同±0)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110585.html>

## 4. 2020年度地下水質測定結果について (2022. 3. 14 環境省)

環境省は、水濁法に基づき行った全国約8千か所の井戸における地下水のカドニウムや砒素等28物質の基準値の測定結果を公表しました。いずれかの物質で環境基準を超過した井戸の割合は5.9%(前年度比▲0.1%)とほぼ横ばいでした。また基準超過の多い物質は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、次いで砒素、テトラクロロエチレンでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110731.html>

## 5. 2020年度 PRTR データの概要等について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果等 -

(2022. 3. 4 環境省)

化管法に基づく化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度における2020年度調査結果が公表されました。届出排出量は12.4万t(前年度比▲11.4%)、届出移動量は23万t(同▲6.3%)といずれも減少しました。うち製造業からの届出排出・移動量が34.2万tで全体の97%を占めました。また届出排出・移動量が多かった物質はトルエン8.6万t(全体の24%)、マンガン及びその化合物5.5万t(全体の16%)、キシレン2.8万t(全体の7.9%)等でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110639.html>

## **意見募集情報**

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるペルフルオロオクタン酸(PFOA)

関連物質に係る措置(案)に関するご意見の募集について (2022. 3. 2厚労省)

2021. 10. 22に施行された改正化審法(5月号参照)において、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)が、その製造・輸入・使用等を制限される第一種特定化学物質に指定されました。今回、新たにPFOA関連物質56物質が第一種特定化学物質として指定されます。厚労省は、2022. 4. 3まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222010&Mode=0>

以 上